附則第七条の四の見出し中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同条中「令和二年度分」を「令和三年度分」に改め、同号イ中「令和二年地方税法等改正法」という。）」の下に「、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この条において「令和三年地方税法等改正法」という。）」を、「平成二十六年所得税法等改正法」という。）」の下に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）」を加え、「という。）及び」を「という。）、」に、「の施行」を「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。）の施行」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同号ロ中「震災特例法、」を「令和三年地方税法等改正法、震災特例法、」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）」を「平成二十七年所得税法等改正法」に、「及び令和二年所得税法等改正法」を「、令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同号ハ中「震災特例法」の下に「、震災特例法改正法」を、「平成二十六年所得税法等改正法」の下に「、平成二十七年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法」を加え、「及び平成二十九年所得税法等改正法」を「、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同号ニ中「震災特例法、」を「令和三年地方税法等改正法、震災特例法、」に、「及び平成三十一年所得税法等改正法」を「、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同号ホ中「及び平成三十一年地方税法等改正法」を「、平成三十一年地方税法等改正法及び令和三年地方税法等改正法」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同号ヘを削り、同号ト中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同号トを同号ヘとし、同号チ中「及び平成三十一年地方税法等改正法」を「、平成三十一年地方税法等改正法及び令和三年地方税法等改正法」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同号チを同号トとし、同号リ中「震災特例法、」を「令和三年地方税法等改正法、震災特例法、」に、「及び平成三十一年所得税法等改正法」を「、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法」に、「平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別譲与税に係る令和二年度」を「特別法人事業譲与税に係る令和三年度」に改め、同号リを同号チとし、同条第二号イ中「震災特例法、」を「令和三年地方税法等改正法、震災特例法、」に改め、「平成二十六年所得税法等改正法」の下に「、平成二十七年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法」を加え、「及び令和二年所得税法等改正法」を「、令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同号ロ中「震災特例法、」を「令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同号ハ中「及び平成三十一年地方税法等改正法」を「、平成三十一年地方税法等改正法及び令和三年地方税法等改正法」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ　平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

附則第七条の四第二号中「地方税法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金に係る令和二年度」を「環境性能割交付金に係る令和三年度」に改める。

附則第八条中「（道府県民税の所得割、」を「（道府県民税の」に、「所得割及び法人税割、利子割交付金並びに」を「法人税割、利子割交付金及び」に改める。

附則第九条中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改める。

附則第九条の二中「令和二年度分」を「令和三年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「令和二年度分」を「令和三年度分」に改め、同条中「令和二年度に」を「令和三年度に」に、「令和二年度震災復興特別交付税額」を「令和三年度震災復興特別交付税額」に、「令和二年度分」を「令和三年度分」に、「令和元年度震災復興特別交付税額」を「令和二年度震災復興特別交付税額」に、「三千四百二十三億四千九百一万二千円」を「千三百二十六億二千七百二十九万七千円」に改める。

附則第十二条の見出しを「（令和三年度震災復興特別交付税額の一部の令和四年度における交付等）」に改め、同条第一項中「令和二年度分」を「令和三年度分」に、「令和二年度震災復興特別交付税額」を「令和三年度震災復興特別交付税額」に、「令和二年度内」を「令和三年度内」に、「令和元年度震災復興特別交付税額」を「令和二年度震災復興特別交付税額」に、「令和三年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第二項中「令和二年度震災復興特別交付税額」を「令和三年度震災復興特別交付税額」に改める。

附則第十三条第一項中「令和二年度及び令和三年度」を「令和三年度及び令和四年度」に改め、同条第二項中「、令和二年度」を「、令和三年度」に、「令和二年度震災復興特別交付税額」を「令和三年度震災復興特別交付税額」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「令和二年度及び令和三年度」を「令和三年度及び令和四年度」に改め、同条中「令和二年度及び令和三年度」を「令和三年度及び令和四年度」に、「令和二年度に」を「令和三年度に」に、「令和二年度震災復興特別交付税額」を「令和三年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）」に、「令和元年度震災復興特別交付税額のうち令和二年度」を「令和二年度震災復興特別交付税額のうち令和元年度」に、「、令和三年度」を「、令和四年度」に改める。

附則第十五条第一項中「令和二年度及び令和三年度」を「令和三年度及び令和四年度」に改め、同条第三項中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

別表第一（第十二条第四項関係）を次のように改める。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 単位費用 |
|---|---|---|---|
| 道府県 | 一　警察費 | 警察職員数 | 一人につき　八、五三四、〇〇〇円 |
| | 二　土木費 | | |
| | 1　道路橋りょう費 | 道路の面積 | 千平方メートルにつき　一三六、〇〇〇 |
| | | 道路の延長 | 一キロメートルにつき　一、九五八、〇〇〇 |
| | 2　河川費 | 河川の延長 | 一キロメートルにつき　一八七、〇〇〇 |
| | 3　港湾費 | 港湾における係留施設の延長 | 一メートルにつき　二九、〇〇〇 |
| | | 港湾における外郭施設の延長 | 一メートルにつき　五、六四〇 |
| | | 漁港における係留施設の延長 | 一メートルにつき　一〇、二〇〇 |
| | | 漁港における外郭施設の延長 | 一メートルにつき　五、二三〇 |
| | 4　その他の土木費 | 人口 | 一人につき　一、二五〇 |